

氏名	すずき 創 鈴木 創
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	法博第46号
学位授与の日付	平成16年5月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	法学研究科政治学専攻
学位論文題目	米国の分権的政策過程と政治家の戦略的行動

(主査)
論文調査委員 教授 大嶽 秀夫 教授 鈴木 基史 教授 真 淵 勝

論 文 内 容 の 要 旨

現代アメリカ政治では、一つの政策決定がおこなわれる際に、多様な政治的アクターや組織、機関が関与し影響力を行使するため、政策の決定に多数のアクターの合意が必要とされ、決定に至るまでに多くのハードルを越えなければならない。すなわち、現代のアメリカにおける政策過程は、多数のアクターがそれぞれ一定の自律性を保ちながらも、それらの行動が集約されてひとつの政治的帰結に結びつく。この意味で、分権的かつ相互依存的な過程だということができる。このような分権性と相互依存性のもとでは、各アクターはお互いの選択を予測しながら行動しなければならず、政策過程に関与するアクターたちにとっての戦略的状況は複雑なものになる。

本論文は大きく分けてふたつの部分から構成されるが、こうした複雑な戦略的状況に直面する政治的アクターたちが、政策決定過程においてどのように行動するかを考察することが本稿全体の基礎にある研究の動機である。

第一部は政策決定過程における大統領・議会関係が分析の対象となる。まず第一章では、大統領や議員が政策決定にかかわる際に追求する目標を、再選と政策実現であると仮定し、そこから彼らがどのような行動をとるかについての予測を引き出す。公職者が望ましい政策の実現を主たる目標とする場合であっても、分権的な制度のもとでの大統領と議会の相互依存的な関係は、彼らに戦略的な行動をとらせる基礎を与える。しかし、実際には再選目標が彼らの置かれた戦略的状況をより複雑なものにする。再選を目指す大統領や議員たちは、単に最終的に実施される政策の内容が自分のイデオロギーや信念に沿っているかどうかということだけでなく、どのような内容の政策が有権者からの(次の選挙での)報酬または制裁を惹起するかにも関心を払わなければならない。また、政策の内容だけでなく、その政策がどのような過程を経て決定されたかも、彼らが再選を目指すうえで重要な要因となる。同じ政策が決められる場合でも、その決定に至る過程での各アクターの行動が、この政策を決定したという功績が誰に与えられ、あるいは責任を誰が負うかを規定するからである。したがって、各アクターの選挙上の計算は他のアクターがどのように行動するにも影響を受けることになり、公職者の再選目標から導かれる彼らの行動規範は、どのような政策を、どのようにして決めるかにかかわるものとなる。

第一章で提示した分析枠組に基づいて、第二章と第三章では、それぞれ1983年の公的年金制度改革と1991年の陸上運輸補助金政策の事例研究をおこなう。これらの政策は当時の議会と大統領の双方にとってプライオリティーの高い政策課題であった。ここではそれぞれの立法過程をやや詳細に記述することを通じて、再選と政策を追求する大統領と議会が政策決定過程のなかでいかに対立し、また協調したのかを説明することを試みる。

第二部は、下院における法案の委員会付託がテーマとなる。連邦議会下院では、法案はまずその争点を管轄する委員会に送られ、この委員会の報告をもとに本会議での審議がおこなわれるが、1975年以降、ひとつの法案が複数の委員会に付託されることが可能になった。どの法案がどの委員会に付託されるかを決めるのは下院議長(または議長から委任された議場係)であり、ひとつの委員会に送られる法案もあれば、複数の委員会に送られる法案もある。複数付託に関する実証研究は比較的最近になって始まった分野であり多くの研究課題が存在するが、それらは大きく分けてふたつに集約されるだろう。

第一に、法案が単一付託されるか複数付託されるかは、議会における戦略的相互作用の性質にいかなる変化をもたらし、立法過程に参加するアクターの行動にいかなる影響を与えるか、であり、第二に、法案が複数付託されるか否かを規定している条件は何か、である。

第四章は第二の疑問に経験的なデータをもちいて答えることを目的とする。議会内の戦略的相互作用に着目した最近の三つの理論から付託の決定要因に関するいくつかの仮説を演繹的に導出し、それらの仮説を近年の議会から集められた法案レベルのデータによって検証する。このデータ分析により、付託の決定が専門知識の必要性という技術的な理由によるだけでなく、多数党議員のニーズという党派的な考慮によってもなされていることがあきらかにされる。

第五章は第一の疑問に対して理論的な解答を提示する。委員会による専門知識の提供とゲートキーピングという二つの問題に焦点を絞り、ゲーム理論的なモデルを構築することによって、付託手続の違いが委員会の行動にいかん影響するかをあきらかにする。理論的モデルは、法案が複数の委員会に付託されると、互いの戦略を読みあつてときには政策の変更を拒否したり、ときには政策の変更のための専門知識を本会議に与えたりする委員会がどのような誘引を受けながら行動するかを示唆する。このモデルから得られる主要な知見は次の二点に要約することができる。第一に複数付託は単一付託に比べ委員会によるゲートキーピングがおこなわれやすい付託手続である。第二に、1975年から94年まで複数付託の通常のあり方であった同時付託は単一付託に比べてかならずしも委員会による専門知識の提供を促す手続ではなかったが、95年に導入された主要／補助付託は下院全体が情報をえたいうでの政策決定をおこなうことを促進している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、全体として二部構成となっているが、それぞれの特徴と評価とは以下のとおりである。第1部については、まづ何よりも、日本におけるこれまでのアメリカ政治研究が政治史の分野に集中してきたのに対し、現代のミクロな政策決定過程、とりわけ議会内の法案審議過程に注目して丹念な事例研究をおこなっていることが注目される。そして、その事例研究の前提として先行研究を幅広くかつ詳細に検討している。そもそも日本においては（アメリカ政治研究における政治史重視の伝統から、またマスメディアへの露出度の高さから）大統領の強力なリーダーシップが誇張されることが多い。しかし実は、大統領と議会の相互関係は極めて重要であり、大統領は議会によって大きく制約されている。この事実を具体的な事例研究を通して示したことは本論文の大きな貢献である。また二つの事例の選択が、単なる研究者の主観的な関心によってではなく、研究の現状を踏まえ、理論的貢献度を考慮して、戦略的かつ慎重に行われていることも注目されてよい。さらにこれらの事例研究において著者は、第一次資料を駆使して、政策決定過程の詳細を丹念に跡づけていることを評価したい。また、事例研究が単なる事実の記述に陥ることを避け、主としてダグラス・アーノルドの分析枠組みに依拠しながら、アクターの目標からかれらの行動準則を予測する統一的な分析枠組みにしたがって事例を説明していることも、同様に高く評価できる。具体的には年金という左右のイデオロギーが前面に出る再分配政策と、交通補助金という議員がポークバレルに走りがちな分配政策との両方を取りあげ、争点の性格の違いにもかかわらず共通して認められる大統領・議会関係の動態を指摘している。その分析は本論文の理論的水準の高さを明瞭に示している。ただ、叙述に若干の生硬さがみられるが、分析そのものが高い水準にあることは疑いない。

第2部については、下院における法案の複数付託という、重要であると認識されているにもかかわらずアメリカにおいても本格的な研究がほとんどおこなわれていない制度に着目して、詳細に分析している。そして本論文は、1970年代におこなわれた広範な議会改革の文脈の中で、複数付託の導入という制度変更がどのような意味を持ったのかについて理論的・経験的な観点からひとつの解答を示唆している。

これを具体的に見ると、第四章では、近年の下院から収集された多数の法案に関するデータをみずから編集して計量分析をおこなっている。これは複数付託に関する数少ない体系的なデータ分析である。さらにデータの特性を考慮し、より信頼できる分析を可能にするために、一般化イベント・カウントモデルという洗練された統計的手法を用いて分析を行っている点は高く評価できる。データ分析により、もっぱら委員会の管轄領域に応じておこなわれているとされるが多かった付託の決定に多数党の政治的考慮も働いていることを示したことは、重要な学問的貢献である。

第五章では、複数付託につき、アメリカの政治学・経済学の学会誌に発表された（関連するトピックにおける）最新の数

理分析を検討し、そのひとつをさらに拡張するかたちでモデリングをおこなっている。したがって、近年少しずつ発表され始めている他の日本人政治学者による（政治過程分析の領域一般における）ゲーム理論的分析にくらべ、理論的洗練の度合いはかなり高い。数理的なモデルを構築することによって、直観的な思考だけでは得ることができないユニークな知見を、明確なロジックにもとづいて示している。ただ、モデルの構築に主たる関心が置かれ、検証が必ずしも充分ではないが、これは今後の課題であろう。

いずれにせよ、以上の分析はアメリカにおける（数理的なものにしる伝統的な手法によるものにしる）既存の研究では指摘されてこなかった発見を数多く提供している。

全体としてみると、個々の章の独立性がよく、相互の連関が弱いことが本論文の難点ではあるが、個々の章の水準の高さとユニークさは、その難点を補ってあまりあるものと判断できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）を授与するにふさわしいものと認められる。

なお、平成16年4月6日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。